

事業報告書				
医療法人番号		00054		
報告期間	自	令和4年4月1日		
	至	令和5年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	分類①	医療法人 松原会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
	分類②	社団（出資持分なし）		
	分類③	特定医療法人		
	基金制度不採用			
	(2) 事務所の所在地	都道府県		石川県
	市区町村	七尾市		
	町名・番地	本府中町7番5番地		
	建物名			
	(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 昭和32年12月20日		
	(4) 設立登記年月日	昭和33年4月16日		
(5) 理事長の氏名	姓	松原		
	名	三郎		
役員及び評議員の人数		20		
役員及び評議員		記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら			
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら			
(2) 附帯業務	記載はこちら			
(3) 収益業務	記載はこちら			
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら			
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら			
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら			
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他	記載はこちら		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	



事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

[illegible]

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	松原	三郎	理事長
理事	安藤	謙治	
理事	松原	拓郎	
理事	飛騨	賢一	七尾松原病院管理者
理事	林	正男	穴水こころのクリニック管理者
理事	大森	周二	事務局長
監事	耕納	直喜	
監事	能村	偉義	
評議員	長谷	吉憲	
評議員	松原	五郎	
評議員	松原	洋一郎	
評議員	柳下	道子	
評議員	森本	毅	
評議員	山田	志郎	
評議員	中田	二郎	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 1 : 1-(5) (G-MIS様式)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
評議員	宇野	孝一	
評議員	二飯田	成一	
評議員	今村	直喜	
評議員	関	大輔	
評議員	大野	勇二	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
共同生活援助事業		石川県七尾市本府中町ワ部34番地	
共同生活援助事業		石川県七尾市本府中町カ部39番地	
就労継続支援 B 型事業		石川県七尾市本府中町ル部35-1番地	
自立訓練（生活訓練）事業		石川県七尾市本府中町ル部35-1番地	
地域活動生活支援センター		石川県七尾市本府中町カ部36-1番地	
相談支援事業所		石川県七尾市本府中町ワ部34番地	
共同生活援助事業		石川県鳳珠郡穴水町字川島ノ-1-32	
地域活動生活支援センター		石川県鳳珠郡穴水町字川島ヨ47-1	
相談支援事業所		石川県鳳珠郡穴水町字川島ヨ47-1	
就労継続支援 B 型事業		石川県七尾市袖江町23-2	
訪問看護ステーション		七尾市本府中町ワ部 5 番地	
就労継続支援 B 型事業		七尾市本府中町ワ部36番地	
居宅介護支援事業所		七尾市本府中町ワ部 5 番地	
日中サービス支援型グループホーム		石川県七尾市本府中町カ部39番地	
訪問看護ステーション		石川県鳳珠郡穴水町字川島サ61番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関費

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関費

医療機関間の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

[illegible]

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証券の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

[illegible]

(注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人松原会

※医療法人整理番号 0 0 0 5 4

所在地 石川県七尾市本府中町ワ部 5 番地

財 産 目 録
(令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	1,195,924 千円
2. 負 債 額	193,019 千円
3. 純 資 産 額	1,002,905 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	549,782
B 固 定 資 産	646,142
C 資 産 合 計 (A + B)	1,195,924
D 負 債 合 計	193,019
E 純 資 産 (C - D)	1,002,905

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人松原会
所在地 石川県七尾市本府中町㊦部

※医療法人整理番号 00054

貸借対照表
令和5年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	549,782	I 流動負債	74,021
現金及び預金	236,372	支払手形	0
事業未収金	311,384	買掛金	5,141
有価証券	387	短期借入金	0
たな卸資産	2,790	未払金	13,510
前渡金	220	未払費用	0
前払費用	397	未払法人税等	0
その他の流動資産	-1,768	未払消費税等	918
		前受金	2,029
		預り金	11,823
		前受収益	0
		その他引当金	40,600
		その他の流動負債	
II 固定資産	646,142	II 固定負債	118,998
1 有形固定資産	641,088	医療機関債	0
建物	264,999	長期借入金	114,698
構築物	3,792	繰延税金負債	0
医療用器械備品	0	その他引当金	4,300
その他の器械備品	27,590	その他の固定負債	0
車両及び船舶	2,107		
土地	296,280		
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	46,320		
		負債合計	193,019
		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	1,000
		II 積立金	1,001,905
		代替基金	
		繰越利益積立金	52,041
		その他積立金	949,864
		III 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
2 無形固定資産	1,499		
借地権			
ソフトウェア	1,499		
その他の無形固定資産			
3 その他の資産	3,555		
有価証券			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産	3,555		
		純資産合計	1,002,905
資産合計	1,195,924	負債・純資産合計	1,195,924

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人松原会
所在地 石川県七尾市本府中町2部

医療法人番号	00054
--------	-------

損 益 計 算 書
自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			919,338
2 事業費用			
(1) 事業費	916,219		
(2) 本部費			916,219
本来業務事業利益			3,119
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			349,852
2 事業費用			383,857
附帯業務事業損失			-34,005
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業損失			-30,886
II 事業外収益			
受取利息	6		
その他の事業外収益	106,278		106,284
III 事業外費用			
支払利息	548		
その他の事業外費用	11,657		12,205
経常利益			63,193
IV 特別利益			
固定資産売却益	74		
その他の特別利益	43,424		43,498
V 特別損失			
固定資産売却損	279		
その他の特別損失	42,468		42,747
税引前当期純利益			63,944
法人税・住民税及び事業税	14,774		
法人税等調整額			14,774
当期純利益			49,170

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名 医療法人松原会

所在地 石川県七尾市本府中町ワ部5番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人松原会

理事長 松原 三郎 殿

私（注１）は、医療法人松原会の令和４年会計年度（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

- （１）事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３）計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和５年６月１５日

医療法人松原会

監事 耕納 直喜

監事 能村 偉義

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。